官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二七六）　一
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ⑴の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同二七七）　二
〔その他告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一〇七六）　二
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件（同一〇七七）　五
○肥料の登録が失効した件（同一〇七八）　五
〔公告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　六
特殊法人等　日本郵政共済組合定款の一部変更、税理士登録抹消、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四三
地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四四
会社その他　四四
会社決算公告　五三

法規的告示

○厚生労働省告示第二百七十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎